

# 宮津市公報

平成20年7月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目 次

### 条 例

- 21 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 ..... 1  
 22 宮津市手数料条例の一部を改正する条例 ..... 1  
 23 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1  
 24 宮津市由良診療所条例 ..... 2  
 25 宮津市休日応急診療所条例の一部を改正する条例 ..... 3

### 規 則

- 15 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3

### 告 示

- 79 国民健康保険被保険者証の無効 ..... 3  
 80 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 ..... 4  
 81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 ..... 4  
 82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 ..... 4  
 83 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 ..... 4  
 84 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 ..... 5  
 85 平成20年度地籍調査事業の実施 ..... 5  
 86 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 5  
 87 宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱 ..... 5  
 88 宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 6  
 89 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 6  
 90 宮津市障害者移動支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱 ..... 6

### 公 告

- 27～29 公示送達 ..... 7  
 30 宮津市地区計画等の案の縦覧 ..... 7  
 31 平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の公表 ..... 8

### 水 道 事 業

#### 《告 示》

- 17 宮津市指定給水装置工事業者の廃止 ..... 9  
 18 宮津市指定給水装置工事業者の指定 ..... 10

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 8 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 10

**選挙管理委員会****《告示》**

- 13 宮津市農業委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき定数 ..... 10
- 14 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任 ..... 10
- 15 宮津市農業委員会委員一般選挙において用いる投票用紙の様式 ..... 11
- 16 宮津市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所 ..... 11
- 17 宮津市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所 ..... 12
- 18 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所 ..... 12

**《宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示》**

- 1 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所 ..... 12
- 2 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所 ..... 12
- 3 宮津市農業委員会委員一般選挙の候補者の届出 ..... 12
- 4 宮津市農業委員会委員一般選挙の投票を行わない旨 ..... 13

**農業委員会****《告示》**

- 6 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 13
- 7 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 13

## 条 例

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第21号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち1人については217円、）」を「217円（）」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

（内払）

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の宮津市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（平成20年4月分から同年6月分までに限る。）並びに旧条例に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第22号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第4号中「第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項若しくは第126条」に改め、同表第5号中「第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条」を加え、同表第6号中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項若しくは第126条」に改め、同表第7号中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条」に改め、同表第8号中「第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第126条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第23号

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の例」を「健康保険法第76条第2項及び法第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところ」に、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）の例」を「健康保険法第86

条第2項第1号及び法第76条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定めるところ」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 適用区分 )

2 改正後の老人医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に受けた医療に係る老人医療費の支給から適用し、同日前に受けた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市由良診療所条例をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第24号

宮津市由良診療所条例

( 設置 )

第1条 地域住民の健康の保持に必要な医療を提供するため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所として、宮津市由良診療所（以下「診療所」という。）を宮津市字由良761番地の1に設置する。

( 診療科目 )

第2条 診療所の診療科目は、内科、外科、脳外科その他市長が必要と認める診療科目とする。

( 指定管理者による管理 )

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、診療所の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 診療所の診療業務
- (2) 診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他診療所の設置の目的を達成するために必要な業務

( 診療時間等 )

第4条 診療所の診療時間及び休診日は、規則で定める。

( 利用料金 )

第5条 診療所の診療等を受けた者は、指定管理者にその診療等に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。ただし、これにより算定することができないものは、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

( 手数料 )

第6条 診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、別表に定める手数料を市に納付しなければならない。

( 委任 )

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

( 準備行為 )

2 第5条第2項ただし書の規定による利用料金の額の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

種 類	金 額
(1) 死亡診断書	1 通につき 2,000円
(2) 前号以外の診断書	1 通につき 1,200円
(3) 証明書及びその他の文書	1 通につき 500円

\* \* \*

宮津市休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第25号

宮津市休日応急診療所条例の一部を改正する条例

宮津市休日応急診療所条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）に基づき」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより」に改め、同項ただし書中「これに基づき」を「これにより」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

## 規 則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第15号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。  
別表第4常時介護を要する状態の項中「104,590円」を「104,960円」に、「56,710円」を「56,930円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,300円」を「52,480円」に、「28,360円」を「28,470円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第4の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（内払）

3 適用日からこの規則の施行の前日までに、宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）第9条の2及び改正前の別表第4の規定による介護補償として支払われた金額は、同条及び改正後の別表第4の規定による介護補償の内払とみなす。

## 告 示

宮津市告示第79号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年6月6日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1	
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日
宮 - 0015911	平成20年6月1日	平成20年6月5日

\* \* \*

## 宮津市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
＜以下掲示済＞
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成20年6月10日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
＜以下掲示済＞
- 3 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成20年6月10日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
＜以下掲示済＞
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成20年6月10日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
＜以下掲示済＞
- 3 変更年月日 平成20年2月17日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成20年6月10日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
＜以下掲示済＞
- 3 変更年月日 平成20年5月19日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
平成20年6月10日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第85号

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく平成20年度地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成20年6月23日

宮津市長 井上正嗣

- 1 事業計画が告示された年月日 平成20年5月20日
- 2 調査を行う者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字江尻の一部
- 4 調査期間 平成20年6月23日から  
平成21年3月31日まで

\* \* \*

## 宮津市告示第86号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年6月26日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第101号

- (1) 名称 三富設備
- (2) 所在地 与謝野町字弓木294番地の3
- (3) 代表者 三富義隆
- (4) 指定期間 平成20年6月26日～平成24年12月31日

\* \* \*

## 宮津市告示第87号

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年6月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「国民健康保険税」の次に「（特別徴収は除く。）」を加え、「公共下水道事業受益者負担金」を「後期高齢者医療保険料（特別徴収は除く。）」に改め、「公共下水道使用料」の次に「公共下水道事業受益者負担金」を加える。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第88号

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「3,750円」を「1,500円」に改め、同表第2項中「「非課税2」という。）に属する者」を「「非課税2」という。）」に、「第6条の2第2項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業の利用については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第89号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2Aの項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「（単給世帯を含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表Cの項中「10,000円」を「5,000円」に改め、同表Dの項中「10,001円」を「5,001円」に、「30,000円」を「15,000円」に改め、同表Eの項中「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に改め、同表Fの項中「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に改め、同表Gの項中「140,001円」を「70,001円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の日常生活用具の給付又は貸与について適用し、同日前の日常生活用具の給付又は貸与については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市告示第90号

宮津市障害者移動支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者移動支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱

（宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正）

第1条 宮津市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年告示第168号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「3,750円」を「1,500円」に改め、同項第2号中「6,150円」を「3,000円」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「利用者と同一の世帯に属する者」を「その配偶者（利用者が障害者である場合に限る。）」に、「前2号」を「第1号及び第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用者及び利用者と同一の世帯に属する者（利用者が障害児の保護者である場合に限る。）

の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満の者（前2号に掲げる者を除く。） 4,600円

（宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正）

第2条 宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成12年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「3,750円」を「1,500円」に改め、同項第2号中「6,150円」を「3,000円」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「利用者と同一の世帯に属する者」を「その配偶者（利用者が障害者である場合に限る。）」に、「前2号」を「第1号及び第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用者の保護者及びその保護者と同一の世帯に属する者（利用者が障害児である場合に限

る。)の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満の者(前2号に掲げる者を除く。) 4,600円

(宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第169号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「3,750円」を「1,500円」に改め、同項第2号中「6,150円」を「3,000円」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「利用者同一の世帯に属する者」を「その配偶者(利用者が障害者である場合に限る。)」に、「前2号」を「第1号及び第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用者及び利用者同一の世帯に属する者(利用者が障害児の保護者である場合に限る。)の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満の者(前2号に掲げる者を除く。) 4,600円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市障害者移動支援事業実施要綱第6条、宮津市在宅重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第7条及び宮津市障害者日中一時支援事業実施要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後のこれらの事業の利用について適用し、同日前のこれらの事業の利用については、なお従前の例による。

## 公 告

宮津市公告第27号～第29号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成20年6月5日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

\* \* \*

宮津市公告第30号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項及び宮津市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案を縦覧に供します。

なお、当該地区計画の変更(案)について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、宮津市長に意見書を提出することができます。

平成20年6月12日

宮津市長 井上正嗣

- 1 種 類 地区計画
- 2 名 称 宮津難波野地区地区計画
- 3 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣、中野、日置地内  
区域は計画図表示のとおり
- 4 縦 覧 場 所 宮津市建設室都市整備係(本館南棟3階)
- 5 縦 覧 期 間 平成20年6月12日から平成20年6月26日まで

\* \* \*

宮津市公告第31号

平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成20年6月30日

宮津市長 井上正嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	合 計

	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積 (㎡)	1,651,542	1,033,688	13,117	2,698,347
交付額 (円)	31,513,130	7,479,335	36,718	39,029,183

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要  
 集落協定締結数 34 (個別協定 0)

集落名	交付額 (円)	集落協定の概要		
		農業生産活動等として取り組むべき事項 (8割単価) 農用地等管理	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (通常単価) 多面的機能を増進する活動	
前田組合	153,585	農用地 協定参加者が耕作等を行う。  水路・農道 協定参加者が清掃、草刈り等を行う。	周辺林地の下草刈り	-
由良東部農地管理協議会	1,485,904		体験農園の開設・運営	機械・農作業の共同化、農作業委託
中津	656,199		景観作物の作付け	農作業委託、学校教育等との連携
田井	543,963		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、新規就農者の確保
矢原・脇の浜	1,202,085		周辺林地の下草刈り	-
獅子	524,906		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、農作業委託
中の茶屋	239,208		周辺林地の下草刈り	-
小田4区	716,030		周辺林地の下草刈り	-
小田金山	843,547		周辺林地の下草刈り	-
7区営農組合	1,289,522		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	-
今福	1,758,078		景観作物の作付け等	農産物の加工・販売、新規就農者の確保
吉津	1,690,280		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	機械・農作業の共同化、農作業委託
日置浜	2,246,326		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	新規就農者の確保、学校教育等との連携
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、新規就農者の確保
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、認定農業者の育成等
田原	3,002,293		周辺林地の下草刈り	営農組織の育成
大島	810,180		昆虫類の保護等	-
外垣	582,811		周辺林地の下草刈り	農作業委託、他集落との連携

里波見	963,030
奥波見	1,916,588

周辺林地の下草刈り	-
周辺林地の下草刈り	-

奥の向・釜土	1,577,331	昆虫類の保護等	機械・農作業の共同化、 新規就農者の確保
井光寺・下川原	752,364	周辺林地の下草刈り	高付加価値型農業、新規 就農者の確保等
上世屋	1,356,496	周辺林地の下草刈り 昆虫類の保護等	高付加価値型農業、学校 教育等との連携
大井根	265,324	景観作物の作付け	-
厚垣	1,235,583	周辺林地の下草刈り	-
小田二区	850,918	周辺林地の下草刈り	-
柿ヶ成	537,177	周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	-
落山・藪田	566,055	鳥類の餌場の確保等	-
中波見	1,997,646	景観作物の作付け	営農組織の育成
新宮	2,296,455	周辺林地の下草刈り	-
小寺	319,128	景観作物の作付け	-
小田宿野農業部	495,215	周辺林地の下草刈り	-
山中	1,171,705	周辺林地の下草刈り	-
梅ヶ谷	1,209,768	景観作物の作付け	機械・農作業の共同化、 新規就農者の確保
合計	39,029,183		

### 3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成19年9月11日から9月28日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作または管理されていることを確認)

### 4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他15集落協定において、機械・農作業の共同化、農作業の受委託活動等に取り組んだ。

## 水道企業

### 《告 示》

宮津市水道告示第17号

宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成20年6月24日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S06086号

(1) 名称 永砂ボイラー工業株式会社

(2) 所在地 京丹後市網野町高橋631番地

(3) 代表者 永砂 修

\* \* \*

宮津市水道告示第18号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年6月26日

宮津市水道事業  
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08098号

- (1) 名称 三富設備
- (2) 所在地 与謝野町字弓木294番地の3
- (3) 代表者 三富義隆

### 教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第8号

平成20年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月5日

宮津市教育委員会  
委員長 上羽堅一

- 1 日時 平成20年6月27日(金) 午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

### 選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第13号

宮津市農業委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき定数を、次のように定める。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾美智子

- 1 選挙の期日 平成20年7月6日
- 2 選挙すべき定数 18人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を、次のとおり選任した。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾美智子

選挙長

<以下掲示済>

選挙長職務代理者

<以下掲示済>

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において用いる投票用紙の様式を、次のように定める。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾美智子

(表)

宮津市農業委員会委員一般選挙投票

宮津市選挙管理委員会之印

候補者の氏名は欄内に一人書くと  
候補者及び者の氏名を書かないこと

候補者氏名

(裏)

Blank area for the back of the ballot paper.

(表)

宮津市農業委員会委員一般選挙投票

宮津市選挙管理委員会之印

点字投票

(裏)

Blank area for the back of the ballot paper.

備考 投票用紙はピンク色とし、文字は黒色刷込式とする。

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2区	上宮津地区公民館	小田231番地
第3区	栗田地区公民館	上司1345番地
第4区	由良地区公民館	由良1289番地の1
第5区	吉津地区公民館	須津1031番地
第6区	府中地区公民館	中野802番地
第7区	日置地区公民館	日置1428番地
第8区	世屋地区公民館	下世屋1563番地
第9区	宮津市サービスセンターせんごく	岩ヶ鼻38番地
第10区	日ヶ谷地区公民館	日ヶ谷5126番地

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

\* \* \*

**宮津市選挙管理委員会告示第18号**

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成20年6月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

- 1 日時 平成20年7月7日 午前9時
- 2 場所 宮津市役所応接室

\* \* \*

**《宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示》**

**宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第1号**

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成20年6月29日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 志達 正一

\* \* \*

**宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第2号**

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者につきくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成20年6月29日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 志達 正一

- 1 日時 平成20年7月3日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

\* \* \*

**宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第3号**

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があった。

平成20年6月29日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 志達 正一

< 以下揭示済 >

\* \* \*

**宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第4号**

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第100条第4項の規定により、投票を行わない。

平成20年6月29日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 志達 正一

**農 業 委 員 会**

**《告 示》**

**宮津市農業委員会告示第6号**

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年6月5日

宮津市農業委員会  
会長 猪 俣 寛

- 1 日 時 平成20年6月11日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第16号 農地法第4条の許可申請に係る意見について  
議第17号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
\* \* \*

宮津市農業委員会告示第7号  
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。  
平成20年7月1日

宮津市農業委員会  
会長 猪 隼 寛

- 1 日 時 平成20年7月8日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第18号 農地法第3条の許可申請に係る許可について  
議第19号 農地法第5条の許可取消願に係る意見について  
議第20号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議第21号 非農地証明について